～　特定医療費（指定難病）受給者証の手続きをされる方へ　～

令和７年１２月１日現在

【１】難病医療費助成制度について

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、国が定めた指定難病（令和 7 年 4 月現在 348 疾病）について、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、難病の医療に関する調査研究を推進することを目的としています。福岡県特定疾患審査会で承認され、特定医療費受給者証の交付を受ければ、医療費の自己負担額(2 割)の一部が助成されます。

制度の詳細は、福岡県のホームページ（右端ＱＲコード）からご確認ください。

【２】助成対象者

（１）久留米市に住民登録している方（久留米市内で住民票が取れる方）

（２）指定難病にかかっていると認められる（診断基準を満たす）者であって、次のいずれかに該当する方

①重症度基準：指定難病にかかっていると認められ、その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度（個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度）である方

②軽症かつ高額の基準：申請する月以前の 12 か月以内に指定難病に関する医療費の総額（10 割）が 33,330 円を超える月数が既に 3 か月以上ある方

（1 か月の自己負担額の目安　3 割負担の方：10,000 円　2 割負担の方：6,670 円　1 割負担の方：3,330 円）

【３】申請の方法

以下の①～⑪のうち必要な書類を、久留米市保健所健康推進課へ提出してください。

	提出書類	取得の方法など
全員が提出する書類	① **特定医療費（指定難病）支給認定申請書**（様式第１号及び同号別添）	**難病医療費助成制度は、各都道府県・政令指定都市の指定する指定医療機関でしか利用できません。**（指定医療機関かどうかの確認方法は、裏面【5】を参照ください）
	② **世帯全員の住民票（発行後 3 か月以内・続柄あり）**	市民課（本庁 1 階④⑤番窓口）・総合支所・市民センターで取得してください。 マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等のマルチコピー機でお取りいただけます。
	③ **加入する医療保険の確認ができる資料の写し** 【例】 ・医療保険の保険者が発行する**「資格情報のお知らせ」**または**「資格確認書」の写し** ・マイナポータルよりダウンロードした**資格情報を印刷したもの**	支給認定基準世帯（患者と同じ医療保険の加入世帯） 患者の保険の種類 ／ 提出が必要な方 国民健康保険 後期高齢者医療保険 ／ 住民票上で同一の世帯の加入者全員 国民健康保険組合 ／ 加入者全員 社会保険 ／ 患者本人と被保険者
	④ **特定医療費（指定難病）支給認定等個人番号記載票**（様式第１号別紙 1） 申請書等に患者本人や、（患者が 18 歳未満の場合の）保護者、支給認定基準世帯員（※）のマイナンバーを記載していただくほか、マイナンバー確認書類や申請者の本人確認書類が必要となります。	＊マイナンバー確認書類及び申請者の本人確認書類は様式第１号別紙１の裏面をご参照ください ※提出が必要な方は③支給認定基準世帯の表にてご確認ください。
	⑤ **臨床調査個人票**（様式第２号）	医療機関（指定医が記入）へ依頼してください

	提出書類	取得の方法など
該当者のみ	⑥ 保険者への高額療養費の所得区分照会用の「同意書」 （市町村国保・国民健康保険組合のみ）	・「同意書」は申請者（本人または家族等）が記入してください ・未成年者や被成年後見人の場合は、「③特定医療費（指定難病）受給者の法定代理人」も記入してください。
	⑦ 同一世帯内の特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病の受給者証又は申請書の写し	
	⑧ 生活保護受給証明書	・マイナンバーをご記載頂くことにより、添付の省略が可能です。ただし、別添の「添付書類の省略に関する調書」の要件を満たさない方については、生活保護受給証明書の添付が必要です。 ・なお、医療保険未加入者は、③⑥⑦⑧⑩⑬は提出不要です。
	⑨ 同じ医療保険に加入している人の所得（非）課税証明書 ※所得（非）課税証明書の対象年度は、申請時期により異なります。 ・４～６月申請は前年度分 ・７～３月申請は当該年度分 となります。 ※公的な証明により確認できるものがあれば、代用可。（市町村民税の税額決定・納税通知や給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書）	※提出が必要な方は③支給認定基準世帯の表にてご確認ください。 **【マイナンバーの記載により添付省略可能な方】** ・国民健康保険にご加入の方 ・後期高齢者医療保険にご加入の方 ・社会保険にご加入の方で、被保険者の方の市町村民税が課税の方 ※ただし、マイナンバーを記載されていても、別添の「添付書類の省略に関する調書」の要件に該当しない方については所得（非）課税証明書が必要な場合があります。 **【所得（非）課税証明書が省略出来ない方】** ・社会保険にご加入の方で、被保険者の方の市町村民税が非課税の場合 ・国民健康保険組合にご加入の方 ↓ 税収納推進課（本庁地下１階④番窓口）・総合支所・市民センターで取得してください ※義務教育を修了していない者は、所得があることが明らかである場合を除き、省略可。 （福岡県歯科医師国民健康保険組合は義務教育未修者分も必要） ※市町村民税非課税世帯の場合は⑫の書類が必要になることがあります。
	⑩ 「軽症かつ高額該当※」を確認できる書類 **※申請する月以前の 12 か月以内に指定難病に関する医療費の総額（10 割）が 33,330 円を超える月数が既に 3 か月以上ある** （1 か月の自己負担額の目安） 3 割負担の方：10,000 円 2 割負担の方：6,670 円 1 割負担の方：3,330 円	【申請方法】 ・「医療費申告書」に医療機関の領収書を添付する ・「医療費管理票」を医療機関に記入してもらう 【準備するもの】 ・申請する月以前の 12 か月分の指定難病に関する医療機関の領収書 ・領収書がない方は「医療費管理票」をお渡ししますので、医療機関へ記入を依頼してください
	⑪ 障害基礎年金その他の給付に関する書類	患者本人（未成年の方は保護者の方）の障害年金、特別児童扶養手当等、障害に関する給付の証書、手当証書、振込通知書等

【書類提出および問い合わせ先】

久留米市保健所　健康推進課　難病・在宅医療チーム
〒830－0022　久留米市城南町１５番地５（商工会館４階）
電話：0942-30-9729　FAX　：0942-30-9833　平日８：30～17：15　（祝日・年末年始除く）